

添付書類の詳細

No.	添付書類	具体的な内容	備考
1	伐採する森林の位置及び区域を示した図(これまで提出されていた図面で結構です) ※伐採後に森林以外の用途にする場合(開発行為)は求積図	・位置図:伐採の対象となる森林の位置を確認できる図面	必須
		・区域図:航空写真等に伐採する森林の区域の外縁を明示した図面	
		・求積図:面積を実測の上、算出したもの	
2	届出者を証明する書類 ※伐採を行う者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、それぞれが証明する書類を添付する必要があります。	・法人の場合:登記事項証明書、法人番号を記載した書類、法人の名称及び住所がわかる書類等(写しでも可)、また、法人の代理として窓口に来た者とその法人との関係を証明する書類(社員証等)を提示してください。	必須
		・法人でない団体の場合:代表者の氏名並びに団体の規約、その他団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類(規約等を定めない場合は代表者が個人として届出をすることとみなします。)	
		・個人の場合:個人番号カード、運転免許証、保険証などの写し	
3	他の法令の許認可等を証明する書類 ※該当する場合のみ	・伐採の対象となる森林の伐採が、他の行政庁の許認可等を必要とする場合には当該処分の申請状況を記載した書類(すでに処分があった場合にはその証明書または許認可の写し)	
4	対象森林の土地の登記事項証明書等	・土地の登記事項証明書、売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書固定資産税納税通知書などの写し ・伐採後の造林に係る受託契約書や土地の賃貸借契約書など、伐採後の造林について権原を有することを証明する書類の写し	必須
5	対象森林を伐採する権原を有していることを証明する書類 ※届出者が土地所有者でない場合	・立木の登記事項証明書、立木売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、伐採に係る同意書受託契約書などの写し (伐採の権原を証明する書類が存在する場合は、その権原に関する状況を記載した書類を提出してください。)	
6	届出者が伐採の対象となる森林に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証明する書類	届出者と隣接土地所有者の双方が境界確認をしたことがわかる書類	必須
7	その他市長が必要と認める書類	・必要に応じ、関係者との協議書、承諾書など	